

< 改正後全文 >
雇児発 0905 第 2 号
平成 28 年 9 月 5 日
一部改正 雇児発 0309 第 2 号
平成 29 年 3 月 9 日
子発 0908 第 2 号
平成 29 年 9 月 8 日
子発 0312 第 8 号
平成 30 年 3 月 12 日
子発 1213 第 5 号
平成 30 年 12 月 13 日
子発 0227 第 1 号
平成 31 年 2 月 27 日

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について

今般の児童福祉法の一部改正により、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが明確化されたこと等を踏まえ、児童相談所の一時保護所への入所率が恒常的に高い地域における適切なケアの確保や一時保護期間が長期化するケース等に対応するため、児童養護施設等において、本体施設の定員とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施することとした。

このため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における一時保護実施特別加算費実施要綱を定め、平成 28 年 4 月 1 日から実施することとし、児童養護施設等における一時保護児童の受入機能の強化を図ることとしたので、その適切かつ円滑な実施を期されたく通知する。

(別紙)

一時保護実施特別加算費実施要綱

1. 目的

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）において、一時保護児童の受入体制の充実を図ることにより、個々の児童の状況に応じた、適切な一時保護の実施に寄与することを目的とする。

2. 対象施設

次のいずれの条件も満たす児童養護施設等とする。

- ① 児童養護施設等において、一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを実施できる設備を有すること。
- ② 一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要な地域に所在すること。

3. 受入定員

受入定員は、本体施設とは別に4人以上6人以下とすること。

4. 設備等

- (1) 一時保護児童のための居室、居間、食堂、その他生活に必要な浴室、便所等（乳児院にあつては、寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備）を有し、かつ、保健衛生及び安全に配慮し、担当職員が子どもに対して適切な支援ができること。
- (2) 一時保護されている子どもの居室（乳児院にあつては寝室）の床面積は、施設の種別に応じ、次のとおりとすること。

① 児童養護施設

1人当たり4.95㎡以上(乳幼児のみの居室については3.3㎡以上)

② 乳児院

1人当たり2.47㎡以上

③ 児童心理治療施設及び児童自立支援施設

1人当たり4.95㎡以上

なお、一居室当たりの児童数は、ゆとりある生活空間や個々に応じた配慮が可能な設備及びケア体制の整備が必要であることを踏まえ、原則として、一居室当たりの児童数は2人までとすること。

5. 職員

一時保護児童の専任の職員（児童指導員又は保育士（児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員））を2名及び管理宿直等職員（非常勤可）を配置すること。

なお、管理宿直等職員は、管理宿直を行う職員配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置として活用できるものであること。

6. 実施に当たっての留意事項

(1) 原則として、児童相談所より一時保護の要請があった際には応じなければならないこと。

(2) 実施に当たっては、児童相談所と実施施設間で、委託一時保護児童に対する援助方針等について、十分な共有を図るとともに、児童相談所は実施施設の児童等に対して必要なアセスメント等の支援を行うこと。

7. 施設の指定等

当該事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）に対して申請を行い、都道府県知事等が指定するものとする。

なお、指定は1施設について、1か所とすること。

また、指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、本要綱で定めている対象施設の条件又は設備等を満たさない場合は指定を取り消すこと。

8. 加算の方法等

都道府県知事等から指定を受けた施設は、次の(1)から(22)までにより算定した金額の合算した額を毎月加算すること。また、保護単価の設定に際しては別紙1の「一時保護実施特別加算費算出表」を必ず備えておくこと。

なお、地域区分の適用は、個々の施設ごとに所在する地域により適用される地域区分（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）第1の5に規定する地域区分をいう。）とする。

また(1)から(22)までの経費の用途については、交付要綱の第4の2の表第3欄と同様とし、その他取扱いについては、平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知「『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』通知の施行について」と同様とする。

(1) 一般分保護単価

(算式)

次の表の月額保護単価×一時保護実施特別加算事業の定員

(月額保護単価表)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	円 236,470	円 231,300	円 230,010	円 226,140	円 223,560	円 218,400	円 214,530	円 210,660

(2) 寒冷地加算

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合には、次の算式により算定した額とする。

(算式)

次の表の寒冷地加算分月額保護単価×一時保護実施特別加算事業の定員

(寒冷地加算分月額保護単価表)

実施区分	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
児童心理治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880

(3) 年齢別加算

その月初日において乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ一時保護委託されている場合には、次の算式により算定した額とする。

(算式)

次の表の乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児一時保護委託児童数

(乳児加算分月額保護単価（現員1人につき）)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 244,770	円 237,730	円 235,980	円 230,700	円 227,180	円 220,150	円 214,870	円 209,600

(1歳児加算分月額保護単価（現員1人につき）)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 228,760	円 222,280	円 220,660	円 215,810	円 212,570	円 206,090	円 201,230	円 196,380

(2歳児加算分月額保護単価(現員1人につき))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 162,340	円 157,750	円 156,600	円 153,150	円 150,850	円 146,260	円 142,810	円 139,360

(年少児加算分月額保護単価(現員1人につき))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 34,470	円 33,490	円 33,250	円 32,510	円 32,030	円 31,050	円 30,320	円 29,590

(4) 事務用採暖費加算

北海道に所在する場合には、次の算式により算定した額とする。

(算式)

次の表の事務用採暖費加算分月額保護単価×一時保護実施特別加算事業の定員

(事務用採暖費加算分月額保護単価表)

区分	月額
1人当たり	円 190

(5) 除雪費加算

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年4月5日法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合には、次の算式により算定した額とする。なお、2月分として加算すること。

(算式)

次の表の除雪費加算分月額保護単価×一時保護実施特別加算事業の定員

(除雪費加算分月額保護単価表)

定員	月額
1人当たり	円 5,950

(6) 学習指導費加算

児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設で実施する場合であって別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額とする。

次の表の学習指導費加算分月額保護単価×その月の対象一時保護委託児童数

(学習指導費加算分月額保護単価表)

定員	月額
1人当たり	8,090 円

(7) 特別指導費加算

児童養護施設で実施する場合であって別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額とする。

次の表の特別指導費加算分月額保護単価×一時保護実施特別加算事業の定員

(特別指導費加算分月額保護単価表)

定員	月額
6人まで	7,770 円

(8) 一般生活費

次の算式により算定した額。

(算式)

①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合
法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×4,210円(児童が乳児の場合、延児童数×5,690円)

②6日目から30日目まで

法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,160円(児童が乳児の場合、延児童数×1,180円)

③①及び②以外

法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,660円(児童が乳児の場合、延児童数×1,920円)

法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,240円

(ただし、6ヶ月以内に措置の変更をする場合を除く)

(9) 被虐待児受入加算

次の算式により算定した額。

(算式)

別に定める基準による児童数×日額850円

(10) 乳児等受入加算費

次の算式により算定した額。

(算式)

一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,430円

(11) 幼稚園費

次の算式により算定した額。

(算式)

その月またはその年度におけるその一時保護委託児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。

ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合には、その就園奨励費補助額を控除した額とする。

(12) 教育費

児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設で実施する場合であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの場合には、次の算式①によって算定した額。

ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式②から算式⑤により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式⑥により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式⑦により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式⑧により算定した額を、それぞれ算式①によって算定した額に加算する。なお、算式⑦については4月分として支弁する。

(算式①)

次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学一時保護委託児童数

(教育費保護単価表) (一時保護委託児童数1人当たり)

学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部
保護単価 (月額)	2,170円	4,300円	4,300円

(算式②)

その月におけるその一時保護委託児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。

(算式③)

その月におけるその一時保護委託児童であって、交通費の支給を必

要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。

(算式④)

その月におけるその一時保護委託児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。

(算式⑤)

その月におけるその一時保護委託児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。

(算式⑥)

教材費月額保護単価小学校該当児 200 円、中学校該当児 280 円×その月の児童自立支援施設で実施する場合の小学校又は中学校別該同一時保護委託児童数（ただし、算式②及び算式③の対象児童を除く。）

(算式⑦)

入学時特別加算費年額保護単価 61,150 円×特別支援学校の高等部第 1 学年入学一時保護委託児童数

(算式⑧)

資格取得等特別加算費年額保護単価

56,570 円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する一時保護委託児童であって別に定めるものの数)

(13) 学校給食費

児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設で実施する場合には、次の算式により算定した額。

(算式)

その月におけるその一時保護委託児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。

(14) 見学旅行費

児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設で実施する場

合であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの場合には、次の算式により算定した額の合算額。

（算式）

次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加一時保護委託児童数

（見学旅行費保護単価表）（一時保護委託児童数1人当たり）

学 年 別	保護単価（年額）
小学校第6学年	21,490円
中学校第3学年	57,590円
高等学校第3学年 （特別支援学校高等部を含む。）	111,290円

(15) 入進学支度金

児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設で実施する場合であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの場合には、次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分として加算する。

（算式）

次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学一時保護委託児童数

（入進学支度金保護単価表）（一時保護委託児童数1人当たり）

学 年 別	保護単価（年額）
小学校第1学年入学児童	40,600円
中学校第1学年入学児童	47,400円

(16) 特別育成費

児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設で実施する場合であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）（算式③、④及び⑤に限る）の場合には、次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式②については4月分として加算する。

（算式①）

次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学一時保護委託児童数

（特別育成費保護単価表）（一時保護委託児童数1人当たり）

公 私 別	保護単価（月額）
国・公立高等学校	22,910円
私立高等学校	33,910円

(算式②)

入学時特別加算費年額保護単価 61,150 円×高等学校第1 学年入学一時保護委託児童数

(算式③)

資格取得等特別加算費年額保護単価 56,570 円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした一時保護委託児童であって別に定めるものの数)

(算式④)

補習費保護単価 15,000 円×該当児童数(学習塾等を利用した一時保護委託児童であって別に定めるものの数)

(算式⑤)

補習費特別保護単価 25,000 円×該当児童数(個別学習支援を受けた一時保護委託児童であって別に定めるものの数)

(17) 夏季等特別行事費

児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設で実施する場合であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの場合には、次の算式によって算定した額。

(算式)

夏季等特別行事費 1 件当たり保護単価 3,090 円×夏季等特別行事参加一時保護委託児童数

(18) 期末一時扶助費

次の算式によって算定した額とし、12 月分として加算する。

(算式)

期末一時扶助費年額保護単価 5,350 円×12 月初日の一時保護委託児童数

(19) 医療費

疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるものであって、次の算式によって算定した額。

(算式)

その施設等のその月におけるその一時保護委託児童につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額

(その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その一時保護委託児童が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。)を合算した額。

なお、その一時保護委託児童の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。

(20) 職業補導費

児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設で実施する場合であって、義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの場合には、次の算式により算定した額の合算額。

(算式①)

その施設のその月におけるその一時保護委託児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費

(算式②)

職業補導費月額保護単価 4,940 円×その月の職業補導機関に通っている一時保護委託児童数

(21) 児童用採暖費

次の算式によって算定した額とする。ただし、加算できる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。

(算式)

次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の一時保護委託児童数

(児童用採暖費保護単価表) (一時保護委託児童数1人当たり)

実施施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設	乳児院
旧5級地	7,270円	7,690円
旧4級地	5,570円	6,030円
旧3級地	3,600円	3,830円
旧2級地	2,680円	2,790円
その他の地域	1,340円	1,340円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること

(22) 民間施設給与等改善費

本体施設が地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合には、(1)から(4)の単価を合算した額×別に定める基準による加算率

ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等経営の施設を除く。

また、加算率については本体施設の職員に含めて算出すること。

(23) 社会的養護処遇改善加算費

本体施設が地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合には、以下の①から⑤の合計額

ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等経営の施設を除く。

なお、①から⑤の対象者については、本体施設の職員と合わせて算定し、その際に加算分保護単価の設定は、本体施設に加算分保護単価に計上すること。

① 処遇改善加算 (I)

6,050円 × 実施月数 × 処遇改善加算 (I) 対象者数 (千円未満の端数切り捨て)

② 処遇改善加算 (II)

6,050円 × 実施月数 × 処遇改善加算 (II) 対象者数 (千円未満の端数切り捨て)

③ 処遇改善加算 (III)

18,170円 × 実施月数 × 処遇改善加算 (III) 対象者数 (千円未満の端数切り捨て)

④ 処遇改善加算 (IV)

42,400円 × 実施月数 × 処遇改善加算 (IV) 対象者数 (千円未満の端数切り捨て)

⑤ 処遇改善加算 (V)

6,050円 × 実施月数 × 処遇改善加算 (V) 対象者数 (千円未満の端数切り捨て)

9. 報告

都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局)長は、実施状況について翌年度4月末日までに別紙2により当局家庭福祉課まで報告すること。

(別紙2)

文 書 番 号
平成 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 殿

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長
児童相談所設置市

平成 年度一時保護実施特別加算費実施状況について

標記について、平成28年9月5日雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」の9に基づき報告する。

平成 年度一時保護実施特別加算費実施状況

番号	施設種別	実施施設名	経営主体	受入定員	年間平均 人数
(例)	児童養護施設	〇〇園	社会福祉法人 〇〇会	4人	3.5人
1					
2					
3					
4					